

個人情報取扱特記事項

本特記事項は、伊達市（以下「甲」という。）が委託する「伊達市業務改革支援業務」において、個人情報の取扱に関して必要な事項を定めるとともに受託者（以下「乙」という。）が履行しなければならない事項を定めるものである。

1 基本的事項

乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

乙は、業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は業務以外の目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

3 目的外利用・提供の禁止

乙は、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

4 適正管理

乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

5 業務従事者への周知

乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後において他人に知らせ、又は業務以外の目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

6 複写又は複製の禁止

乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料（電子データを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

7 資料等の返還等

乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

8 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知

ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

9 調査等

甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めることができる。

10 指示

甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

11 再委託の禁止

乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を第三者に委託してはならない。

12 再委託に伴う措置

乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

13 損害賠償

乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。また、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅延なく甲の求償に応じなければならない。

14 契約解除

業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。